

1

市役所でできる手続き

住民票(引っ越し)・印鑑登録

◆住むところを変えるとき(例:太宰府市に住み始めるとき)

- ① 前に住んでいたところの役所で、「転出」として伝えて、「転出証明書」をもらう。
- ② 太宰府市役所で、太宰府市に住んでから14日以内に、「転出証明書」と「在留カード」または「特別永住者証明書」を出す。

※他のものを太宰府市役所に出不さいといけないときもあります。

※手続きは自分でします。あなたができないときは、他の人がすることもできます。

他の人がするときははじめに市役所の市民課に電話してください。

◆あなたの住民票をもらうとき

・市役所1階の市民課に行きます。

・住民票に書いてあること:住所、名前、生年月日、性別、在留資格・期間など

・必要なもの

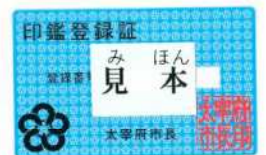
あなたが行くとき あなたと同じ世帯※の人が行くとき	あなた以外の人が代わりに行くとき
・身分証明書 ・300円	・電話で必要と言われたもの ・代わりに行く人の身分証明書 ・300円

※世帯・住所が同じ、お金も一緒に使う人の集まり。「家族」に似ていますが、少し違います。

◆あなたの「印鑑登録」をしたいとき

車、家、マンションなどを買うとき、お金を借りるときに実印が必要です。

実印は、市役所に登録した印鑑(はんこ)です。



・1人1個の印鑑だけ登録できます。登録に必要なものは、印鑑、身分証明書、300円です。

・「印鑑証明書」をもらうときは印鑑登録証(カード)と300円が必要です。

あなたが行くときも代わりの人が行くときも必要なものは同じです。

住民票・印鑑登録に関する問い合わせ
 太宰府市役所 市民課 TEL:092-921-2121 E-mail: shimin@city.dazaifu.lg.jp